

“ふじのくに” 規制改革会議

(政策企画部地域計画課)

1 要旨

- 平成 27 年 12 月に国の規制改革会議議長から、全国の地方公共団体首長に対し、**地方版総合戦略を推進する観点から、その阻害要因となり得る規制・制度の検証等を行う「地方版規制改革会議」の設置について検討するよう依頼**がなされた。
- 規制改革会議議長からの依頼を踏まえ、地方創生に向けた魅力ある地域づくりを進めていく上で、地域ニーズに即応した地方創生施策と規制改革を両輪で推進する観点から、**既存の「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」及び5つの地域圏ごとの「地域会議」の分科会組織として、“ふじのくに”規制改革会議を設置**している。

<参考>「規制改革に関する第3次答申」(平成27年6月16日)及び「規制改革会議実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)要旨

- 規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠
- 地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に地方版規制改革会議を設置することを提案**
- 地方版規制改革会議が設置された場合、国の規制改革会議としては継続的に必要な支援を実施

2 本県独自の“ふじのくに”規制改革会議の設置方針

- 本県では、既に、県・市町が連携して地方創生を推進する体制として、**市長会会長、町村会会長に参画いただく「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」及び県内各市町の皆様に参画いただく「地域会議」を設置済**。
- 地域の特性を活かした施策の協議に加え、規制改革についても協議し、両輪で地方創生に向けた取組を推進するため、**既存の「県民会議」及び「地域会議」の分科会組織として、地方版規制改革会議を設置する**。
- 県と 35 市町がそれぞれ会議を設置することによる**事務の重複を解消するため、地方版規制改革会議を県・市町が共同で設置・運営し、魅力ある5つの地域圏の形成に向けた取組のより一層の強化を図る**。

3 提案の受付状況

※単位：件

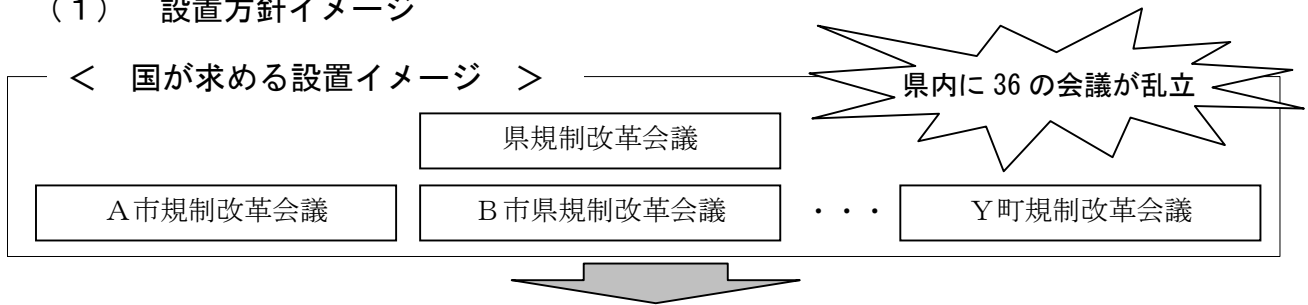
分野	主な提案内容	全体	
		全体	中部
産業振興	景観を営業資源とする施設のカーテン等の設置義務の緩和 高度化資金活用の団地進出企業への企業立地優遇制度の適用	8	1
土地利用	小規模な市町農振計画変更に係る知事協議の簡略化 風致地区内の樹木伐採基準の緩和	6	3
健康・福祉	訪問介護事業等福祉車両の路上駐車申請手続の緩和	8	5
その他	スプリンクラー設置基準の見直し	2	1
計		24	10

4 スケジュール

日程	項目
平成 28 年 5 月 27 日	規制改革提案窓口の設置
平成 29 年 1 月 12 日	第 1 回規制改革会議 本部会議の開催
平成 29 年 3 月 17 日	第 1 回規制改革会議 中部地域会議の開催

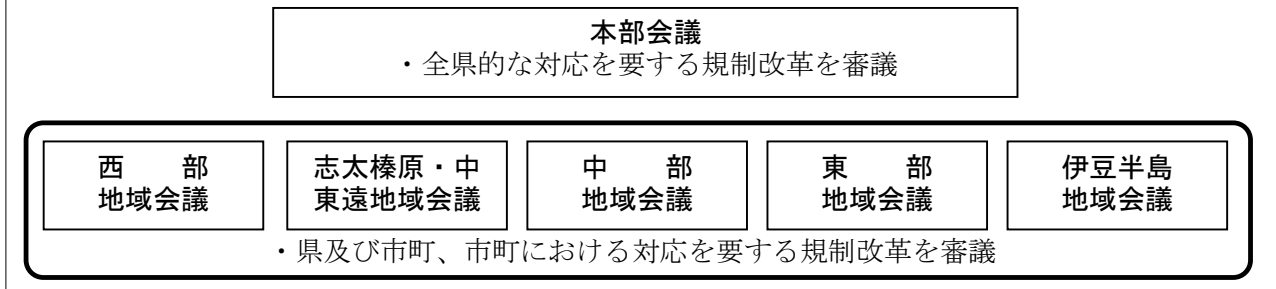
<参考> “ふじのくに” 規制改革会議の設置方針、運営イメージ

(1) 設置方針イメージ

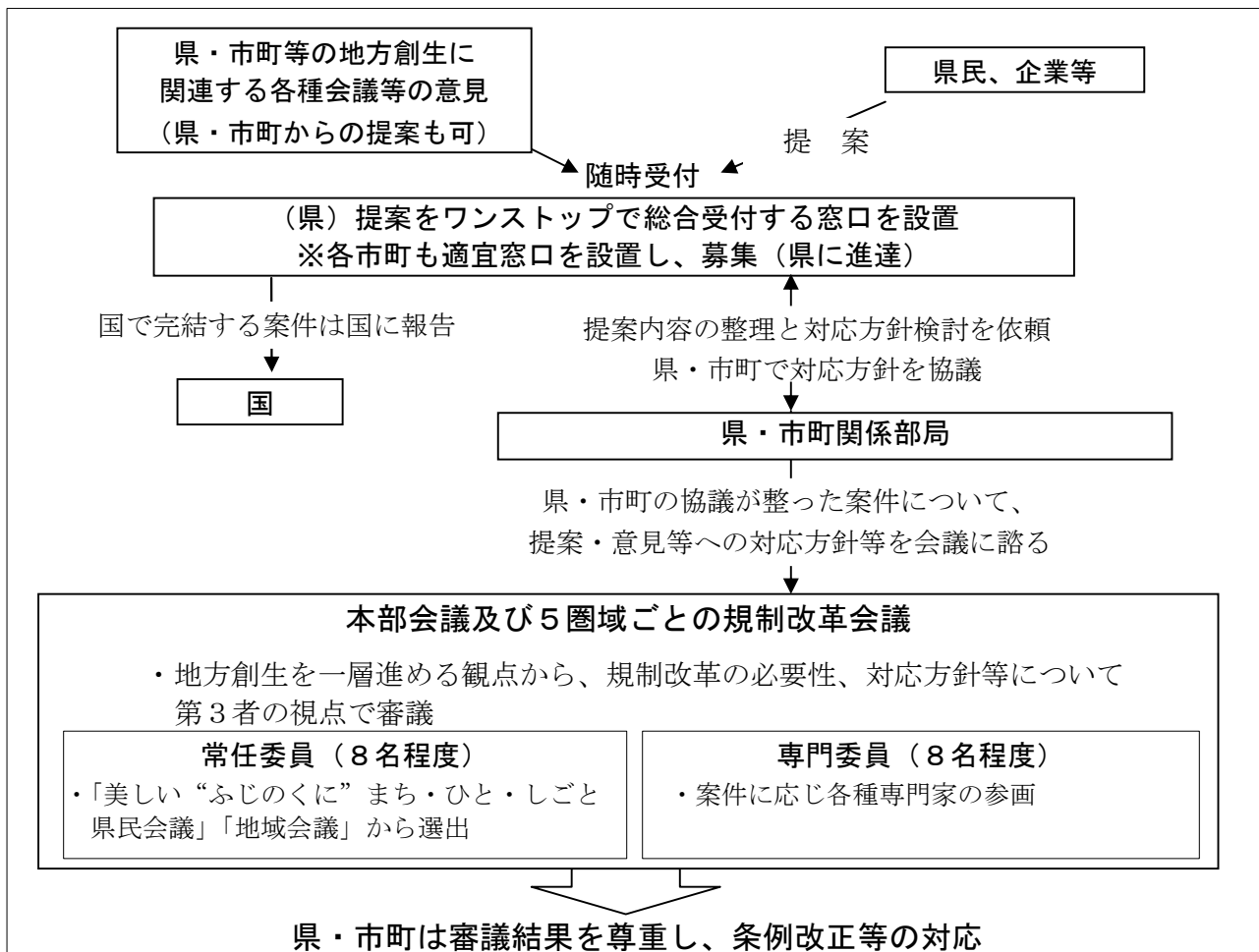


< “ふじのくに” 規制改革会議の設置 >

○地域ニーズに即応した地方創生施策と規制改革を両面から進める観点から、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」及び「地域会議」の分科会組織として位置付け、県民会議・地域会議から委員を選出する



(2) 運営イメージ



※17市3町が窓口設置を決定

